Ｖ　：実庫内容積（商品を貯蔵する庫室の内寸法から算出した数値をいう。）（単位：Ｌ）
Va　：調整庫内容積（温蔵室の実庫内容積に40を乗じて11で除した数値に冷蔵室の実庫内容積を加えた数値をいう。）（単位：Ｌ）
Vb　：調整庫内容積（温蔵室の実庫内容積に40を乗じて10で除した数値に冷蔵室の実庫内容積を加えた数値をいう。）（単位：Ｌ）
Ｔ　：調整熱容量（湯タンク容量に80を乗じた数値、冷水槽容量に15を乗じた数値及び貯氷量に95を乗じて0.917で除した数値の総和に4.19を乗じた数値）（単位：kJ）

５　エネルギー消費効率の算定法については、エネルギーの使用の合理化に関する法律に基づく経済産業省告示第289号（平成19年11月26日）の「３エネルギー消費効率の測定方法⑵」による。

表２　飲料自動販売機に係る環境配慮設計項目

目　　的	評価項目	評　価　基　準
リデュース（省資源化）	使用資源の削減	製品の質量を削減抑制していること。
	再生材の使用	再生材の使用を促進していること。
	製品の長寿命化	オーバーホール、リニューアルへの配慮をしていること。
		製品の分解・組立性への配慮・改善をしていること。
		修理・保守性への配慮をしていること。
	消費電力量の削減	製品の消費電力量の抑制が図られていること。設置条件、設定条件の適正化等の運用支援を行っていること。
リユース（再使用化）	リユース部品の選定	リユース部品について設計段階から選定し、共通化・標準化に配慮していること。
	製品での配慮	リユース対象部品の分解・組立性に配慮していること。
	部品のリユース設計	リユース対象部品への表示、清掃・洗浄、与寿命判定の容易性に配慮していること。
リサイクル（再資源化）	材料	リサイクル可能な材料を選択していること。
		プラスチックの種類の統一化及び材料表示を行っていること。
		リサイクル困難な部材の使用削減を図っていること。
	分解容易性	事前分別対象部品の分解容易性に配慮していること。

⑵　目標の立て方

当該年度の契約又は使用許可により調達する飲料自動販売機設置の総設置台数に占める基準を満たす設置台数の割合とする。

公　告

競　事　項

破産手続開始

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２４年（フ）第４１４号
大阪府東大阪市大蓮北４丁目８番25号
債務者　有限会社ステップ・コーポレーション
代表者取締役　松山　文博
１　決定年月日時　平成24年２月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　木原万樹子
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年４月26日午後３時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４２６号
大阪市平野区西脇２丁目８番27号
債務者　株式会社尾浜
代表者代表取締役　尾浜　正司
１　決定年月日時　平成24年２月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　岸田　陽子
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年５月14日午後３時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４９４号
大阪市城東区東中浜３丁目11番９号
債務者　株式会社シー・エフ・エス
代表者代表取締役　長村　正夫
１　決定年月日時　平成24年２月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　古本　剛之
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年５月14日午後３時
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１００号
佐賀県唐津市和多田大土井５番13号
債務者　株式会社川添産業
代表者代表清算人　川添　清治
１　決定年月日時　平成24年２月20日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　高崎　繁行
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年５月14日午後１時30分
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２４年（フ）第１６３号
名古屋市守山区東山町17番11号
債務者　有限会社シーダー
代表者代表取締役　設樂　高行
１　決定年月日時　平成24年２月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　齋藤　清貴
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年５月15日午後２時40分
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１４号
北海道紋別郡興部町字興部608番地
債務者　有限会社金澤重機
代表者代表取締役　森川　節子
１　決定年月日時　平成24年２月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　中村　元弥
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年５月16日午後４時
旭川地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第４８号
沖縄県那覇市古波蔵４丁目２番７号
債務者　有限会社若葉開発
代表者代表取締役　照屋　　清
１　決定年月日時　平成24年２月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　當真　良明
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年５月17日午後４時
那覇地方裁判所民事第３部

平成２４年（フ）第３０１号
札幌市中央区南２条西６丁目７番地１
債務者　株式会社アローズ北海道
代表者代表取締役　弓山眞紀男
１　決定年月日時　平成24年２月17日午前９時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　八代眞由美
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年５月21日午前10時
札幌地方裁判所民事第４部